

## 第2回青森県高病原性鳥インフルエンザの発生に係る危機対策本部会議 議事録

日時：令和3年12月14日（火）11：00～11：12

場所：第三応接室

### ○坂本危機管理局次長

ただいまから、第2回青森県高病原性鳥インフルエンザの発生に係る危機対策本部会議を開催いたします。本日の手話通訳者は、障害福祉課 山上美紀さんです。

はじめに、農林水産部長より高病原性鳥インフルエンザの発生への対応につきまして報告いたします。

### ○赤平農林水産部長

会議資料に基づきまして、これまでの対応と今後の見込みを御報告いたします。

まず、これまでの対応のうち、防疫措置につきましては、県職員を6班体制で449人動員し、殺処分や敷料等の処分を実施し、埋却作業は委託業者が実施しました。

殺処分につきましては、12月12日10時から開始し、同日21時頃に7,250羽全ての殺処分を完了しております。

埋却につきましては、場所を発生農場から14km離れた三戸町営深山牧場とし、12日22時頃までに埋却溝の掘削を完了しました。埋却する死体及び汚染物品の処理については、殺処分した鳥の死体を埋却するためのフレコンバック詰め作業を殺処分と並行して実施し、完了しております。殺処分に引き続き、鶏舎内の鶏ふんや飼料などの汚染物品をフレコンバックに詰める作業等を実施し、13日17時45分に完了しました。埋却作業は、13日8時頃から委託業者が開始し、本日14日4時20分に完了しました。なお、埋却した数量は、フレコンバックにして451袋でありました。

農場の消毒につきましては、12日から消石灰等による農場全体の消毒作業を殺処分と並行して実施し、翌日の13日18時に完了しています。

以上を全て実施したことにより、防疫措置を12月14日4時20分に完了したということになります。

消毒ポイントの設置についてです。12月12日から発生農場周辺の半径3km及び10km地点付近の6か所に消毒ポイントを設置しておりますが、発生農場の消毒が13日18時に完了したことから、同時刻に現地消毒ポイントを廃止し、その他5か所については、引き続き、24時間体制で運用しております。

次のページをお願いします。疫学調査・発生状況確認検査についてです。疫学調査については、12日、国の疫学調査班5名が発生農場に立入りし、同日17時で終了しております。結果につきましては、国が後日公表する予定となっております。

発生状況確認検査については、12日に移動制限区域内1農場の検体を採取し、青森家畜保健衛生所で検査を実施中であり、結果は16日午後に判定されます。

発生防止対策として、12日から家さん飼養者に対して衛生情報等の発信による注意喚起及び異常鶏等の早期通報並びに飼養衛生管理基準遵守の徹底を指導しております。

中村農林水産副大臣と知事との会談が12日に行われました。知事からは、①迅速な防疫措置によるウイルスの封じ込め、②現場の状況把握と県民に対する正確な情報発信、③発生防止に向けた飼養衛生管理の徹底指導を全庁挙げて対応し、拡大防止に万全を期する旨の発言があり、また、中村副大臣からは、①職員のリエゾンとしての派遣、②人や資材の支援体制の整備、③原因究明のための疫学調査チームの派遣、④生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供の対応など、県を全力で支え、協力していくとの発言がございました。

安全性のPRについては、ホームページによる情報発信や相談窓口対応を実施したほか、12月13日に県内外の量販店等41社（57か所）に対しまして、防疫措置の対応状況等について情報提供しております。

次に、今後の対応についてです。

発生農場の消毒は、農場の消毒が完了した12月13日から、おおむね1週間間隔で2回以上の消毒を実施します。

移動制限区域等の解除については、防疫措置完了から10日経過した12月25日に移動制限区域内の農場において清浄性確認検査を行い、陰性が確認されれば、国と協議の上、搬出制限区域を解除することになります。また、防疫措置完了から21日経過した令和4年1月5日0時に、それまでに異常がないことが確認されれば、国と協議の上、移動制限区域を解除することになります。

次のページをお願いします。発生防止対策についてです。全国で高病原性鳥インフルエンザが発生しており、警戒を強める必要があることから、引き続き、発生防止対策の徹底を指導します。

安全性のPRにつきましても、引き続き、ホームページによる情報発信や相談窓口対応を実施するとともに、量販店等で鶏肉や卵の安全性をPRし、風評被害の防止に努めてまいります。なお、以下のとおり知事と青森県養鶏協会によるPR活動を本日3店舗で実施する予定としております。

以上です。

○坂本危機管理局次長

ただ今の説明に関しまして、質問等がありますでしょうか。よろしいですね。それでは、本部長から指示事項とメッセージをお願いいたします。

○三村本部長

まず、指示事項であります。

ただ今、農林水産部長から説明がありましたとおり、本日、午前4時20分をもちまして、発生農場の防疫措置を完了しました。

本部長としては、全庁挙げての取組により、国の指針の目安内での殺処分や埋却を終えることができたことは、平成28年の経験を生かした日頃からの体制の整備と、迅速な初動対応によるものと考えております。

昼夜を問わず、鶏舎内の過酷な環境の中で作業してくれた職員には、心から慰労するとともに、全庁挙げて対応してくれたことに感謝いたします。御苦労様でした。

また、全面的に御協力いただきました三戸町、そして暴風雪警報が発表されるなど悪天候の中、夜を徹して埋却作業を実施していただきました建設業界の皆様方に、改めて心から御礼申し上げたいと思います。ありがとうございました。

今後は、発生地域の清浄化とともに、本病への備えに万全を期すため、以下の4点について、的確に対応するよう指示します。

1点目としては、全国的に依然として感染リスクが高い状況にあることから、引き続き、発生防止対策の徹底を指導すること。

2点目として、今後も、県民の皆様方に対して、正確な情報を迅速に提供し、風評被害の発生防止に努めること。

3点目として、今回被害を受けた農場の経営安定に向け、経営者等の意向を踏まえ、適切に対応すること。

4点目として、対応にあたりました職員の心身のケアに配慮すること。

以上、対応に万全を期してください。

続いて、県民の皆様方に御報告があります。

本日12月14日午前4時20分をもちまして、発生農場の防疫措置を完了したところです。

今後は、本県における高病原性鳥インフルエンザの収束に向けまして、継続した発生農場の消毒や、移動制限区域内の検査等を進めますとともに、引き続き、発生防止に万全を尽く

してまいります。

そして、先日も申し上げましたとおり、発生農場は、ブロイラー用の卵を生産しており、感染のおそれのある卵は市場に流通しておりません。また、我が国におきまして、これまで鶏肉及び卵を食べたことによりまして、鳥インフルエンザに感染した事例は報告されておりませんので、県民の皆様方には、何とぞ、これまでどおり青森県産の鶏肉、卵の御愛用をお願いいたします。

私も、本日、午後2時30分から青森県養鶏協会の皆様方とともに、青森市内の量販店等3店舗におきまして、県産の鶏肉や卵の安全性をPRすることといたしました。

また、家きん飼養者の皆様方におかれましては、引き続き、飼養衛生管理を徹底していただき、発生防止対策に万全を期すとともに、特に、早期発見・早期通報を徹底していただくよう、強くお願いをいたします。

○坂本危機管理局次長

以上をもちまして、本日の本部会議を終了といたします。ありがとうございました。